

(3) 日本法との比較

プリンスの作品は日本法の下ではどのように評価されるだろうか。翻案権侵害についてカリウの原作品が目立たなくされているものに関しては、本質的特徴を直接感得させないため、非侵害であるという反論をすることができるかもしれない。

しかし、プリンスは、カリウの原作品自体に手を加える形で作品を制作しているため、少なくともカリウの原作品に関する同一性保持権の侵害は避けられないだろう⁵¹。

5 結語

今回の第2巡回区裁判所の判決は、二次作品のメッセージ性が立証されなくても変容的利用と評価される余地を認めた点で「アートローワールド」が「アートワールド」に歩み寄ったものといえよう。

第2巡回区裁判所は、アプロブリエーションアートにおける変容的利用を判断するにあた

り「根本的に異なる美」という新基準を用いた。しかし、上記のとおり、この基準でアプロブリエーションアートが変容的利用にあたりか否かについて判断するのは難しい。少なくとも、第2巡回区裁判所は変容的利用について判断する際に考慮すべき要素をより明確にすべきだろう。

2013年10月22日付でアンディ・ウォーホル美術財団及びロバート・ラウシェンバーグ財団がニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提出したアミカス・ブリーフでは、裁判所は変容的利用について判断するにあたり、作品の視覚的な比較だけではなく、美術史家、キュレーターなどのアートコミュニティのメンバーを「合理的な観察者」として設定し、美術史における文脈などの証拠を踏まえてアート作品の有する意味（メッセージ）を探求すべきだという趣旨の主張が展開されている⁵²。地裁の審理において「アートローワールド」が「アートワールド」にさらに歩み寄るのか引き続き注目のケースである。

（弁護士 木村 剛大）

51 最判昭和55年3月28日民集34巻3号244頁参照。

52 アミカス・ブリーフは、アンディ・ウォーホル美術財団ホームページ（http://warholfoundation.org/pdf/FILED_102213_Cariou_v_Prince_Amici_Brief）において公表されている（2013年11月1日最終確認）。

シンガポールでの勤務開始のご挨拶

木村 剛大 弁護士

米国ニューヨーク州所在のBenjamin N. Cardozo School of Lawの法学修士課程知的財産法専攻を修了し、2013年8月よりシンガポールのケルビン・チャ・パートナーシップ法律事務所において勤務を開始いたしました。同事務所では、外国法弁護士（日本法）としてシンガポールをはじめとする東南アジア各国に進出する日系企業の海外進出支援業務に従事しております。日系企業のご期待に添えるよう職務に励む所存ですので、ご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

ユアサハラ法律特許事務所

〒100-0004
東京都千代田区大手町二丁目2番2号
新大手町ビル206区
電話: 03 (3270) 6641
FAX: 03 (3246) 0233
URL: <http://www.yuasa-hara.co.jp>

当事務所は、弁護士を中心とする法律部、弁理士を中心とする特許部・商標意匠部、公認会計士を中心とする会計部から構成されている総合事務所です。各部は、それぞれ法律事務所、特許事務所、会計事務所としての機能を有しつつ、相互に緊密な協力関係の下に、国内および国外の顧客に総合的なサービスを提供しております。

本ニュースでは、読者の皆様に一般的な情報を提供するため、企業法務の分野における様々な話題を取り上げてまいりたいと思いますが、その内容は必ずしも網羅的なものではなく、また法的問題についての助言に代わるものではありません。
当事務所では、当事務所の専門的な助言なくして、掲載内容を具体的な事案に適用した場合に關し一切責任を負いかねます。

本ニュースのご購読は、[弊所ホームページ](#)よりお申し込みいただけます。